

## 令和6年大口町教育委員会2月定例会議

令和6年2月29日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第1号 令和6年度愛知県教職員定期人事異動内申について

議案第2号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第3号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

議案第4号 大口町立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第5号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱について

議案第6号 大口町児童生徒適応指導教室相談員等に関する要綱を廃止する要綱について

議案第7号 大口町次世代育成活動奨励事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

議案第8号 学校給食用物資納入業者の指定について

日程第4 連絡・報告事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

日程第5 その他

## 出席者

教 育 長 長 屋 孝 成  
委 員 水 谷 恵 子  
委 員 丹 羽 力 也

教育長職務代理者 鈴 村 由布子  
委 員 舟 橋 由 治

## 説明のため出席した者

学 校 教 育 課 長 三 輪 典 幸  
学 校 教 育 課 長  
補佐兼指導主事 實 松 大 祐  
学 校 給 食 セ ン タ ー  
主 幹 兼 所 長 丹 羽 清 人

学校教育課主幹兼  
派遣指導主事 大 野 佑 樹  
学校教育課長補佐 安 藤 智 子  
図 書 館 主 幹 兼  
図 書 館 長 鈴 木 加代子

## ◎開会

○三輪学校教育課長 それでは、皆様おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより令和6年大口町教育委員会2月定例会議を始めます。

本日の出席委員は3名であります。定足数に達していますので、これより定例会議を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

---

## ◎日程第1 教育長報告

○三輪学校教育課長 日程第1、教育長報告をお願いします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

それでは、教育長報告ということですので、先般、1月23日で行われた以降のことについて報告をさせていただきます。

まず初めに、この近々のところで大きなマスコミをにぎわせていることが2つあったかと思えます。皆さん御承知のように、名古屋市の人事についていろいろと報道されておりました。じゃあ県のほうはどうかということではありますが、県のほうではそういうことは一切ございません。

どういうふうになっているかといいますと、管理職登用につきましては管理職試験というものがああります。校長も教頭もあるわけですが、その試験をする試験官といいますか、立会人といいますか、面接試験等をやるのは尾張の管理職については三河の方がやる、三河のほうについては尾張のほうの者が行うという形になっております。

そして、受審をして合格した人については名簿に登録をされるわけですので、名簿に登録されれば、合格してすぐに登用されるかどうかは別として、いつかというか数年の間には登用されるという仕組みになっておりまして、一切ありません。これは、知事のほうもそのように報告をされたというふうに了解しております。

それからもう一点であります。つい最近のところで福岡県みやま市だったと思えます。小学校1年生の子が、給食の献立にあったみそおでんの中のうずらの卵をどうも飲み込んで喉に詰まらせた。異常に気づいた担任の先生が、吐かせるよう背中をたたいたり、それから養護教諭が人工マッサージ等をやったりして、即ドクターヘリで病院へ連れていったけれども、痛ましい事件になってしまったということが出てきておりました。

こんなことあるのかなと思ってちょっと記録を調べますと、何年か前に大阪でもあったというような記事が載っておりまして、大口町のほうでも早速この件について今後どうしていくか

という検討をしました。

結論から言いますと、やっぱり食事をゆっくりということと、それからよくかんで食べるということが基本ではないかなということで、こういう指導をしてほしいということで各学校にも徹底をするようお願いをしたところであります。

何でも禁止すれば済む問題かというのも出てきて、なかなか難しい問題ですけれども、差し当たってはそういう方向で行こうかなということも思っております。

それからそのほかの件であります、相変わらず学校のほう、インフルエンザ、それからコロナウイルス関係ですが、2月の中旬ぐらいにはちょっとはやって大変心配しておりましたが、完全に収まったわけではないですけれども、ぼつぼつ出ているという状況でございます。

それから、大きい行事としましては2月3日に大口西小学校の西っ子発表会が無事に終わって、大体あと各学校とも修了式、卒業式を迎える、そんな時期になったというふうに思っております。

2月7日には、県の市町村教育長の研修会がございまして出かけてきました。とりわけ大事だったのは、愛知県の令和6年度の教育予算の行政説明があったということ、それからICTを活用した研究実践の講話があったということ、講話は春日井市の教育委員会のデジタルトランスフォーメーションの推進専門官である水谷先生からの講演を聞くことができました。

春日井市、大変ICT関係の教育が進んでいるところでして、来年度は研究大会を持つというようなことも報告されましたので、機会があったらまた勉強してきたいなというふうに思っております。

それから、15日には県の教育長研修会がありまして、ここでもGIGAスクールの今後の対応ということで講話を聞いてきました。これで端末機が1人1台ということで入って3年をたちまして、いよいよまた次の更新の時期を迎えてきますので、その方法等について今後また研究していきたいなということを思いました。

それから、前後しますが、22日には社本育英事業の運営理事会が開かれました。この事業につきましても、昭和58年に社本鋭郎さんの多大な寄附を育英事業に使って将来の日本を支えていく子どもたちの教育にということで始まったものでありまして、7名の生徒が候補に挙がり、承認をされたということで、今後、大変楽しみない子たちが選ばれたんじゃないかなというふうに思っております。

それから、26日には大口中学校で卒業記念樹の記念式典といいますか、植樹祭がありましたので出かけました。

大口町の桜も昭和30年代に植樹が始まって、60年を超えて、御承知のように老木になり、枯れたりするものが出てきて、今後どうしていくかということで、もともと大口にあったエドヒ

ガンの枝芽からクローン技術を使って苗木を育てて補植をしつつというところですが、それと同じ苗を校庭といいますか、ちょうど大口中学校の道路側に面した南側のところに2本植えてくるといふ、いい式典ができたのではないかなというふうに思っております。

以上であります。今日は大変議案がたくさんありますが、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○三輪学校教育課長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降は教育長にお願いいたします。

---

### ◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、鈴木由布子教育長職務代理者と水谷恵子委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

---

### ◎日程第3 議 題

#### 議案第1号 令和6年度愛知県教職員定期人事異動内申について

○長屋教育長 続きまして、日程第3、議案第1号 令和6年度愛知県教職員定期人事異動内申についてですが、議案の説明に入る前に会議の公開、非公開について発議をさせていただきます。

教育委員会の会議は原則公開であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事案、その他の事案について教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる、というふうの規定をされております。

本日の議案第1号につきましては、令和6年度愛知県教職員定期人事異動内申につきまして、公にすることにより、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれもありますので非公開とするように発議いたします。

それでは採決に移ります。

議案第1号 令和6年度愛知県教職員定期人事異動内申についてを非公開とすることに対しまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○長屋教育長 ありがとうございます。

3分の2以上の挙手ありますので、非公開とさせていただきます。

暫時休憩します。

(午前 9時43分)

---

(非公開)

---

○長屋教育長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時04分)

---

**議案第2号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について**

○長屋教育長 続きまして、議案第2号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 それでは、議案第2号について説明いたします。

議案第2号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について。

大口町教育委員会事務局組織の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。令和6年2月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは町史編さん室を廃止することに伴い、この規則を改正する必要があるからであります。

現在、町史編さん作業を長年にわたって行ってまいりましたけれども、編さん作業も終わり、印刷に入っていると聞いております。今年度末をもって業務が完了することに伴い、規則を改正するというものになりますのでよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。

この案件について、御質問等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、質疑を終わります。

議案第2号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを採決したいと思えます。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いします。

---

議案第3号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

○長屋教育長 続きまして、議案第3号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 議案第3号について説明いたします。

議案第3号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について。

大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。令和6年2月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは町史編さん室を廃止することに伴い、この規則を改正する必要があるからであります。

改正する理由につきましては、先ほど議案第2号と同様の内容によって改正するものでありますのでお願いいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この案件につきまして、何か御質問等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終わります。

議案第3号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則についてを採決したいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いします。

---

議案第4号 大口町立学校管理規則の一部を改正する規則について

○長屋教育長 続きまして、議案第4号 大口町立学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 議案第4号について説明いたします。

議案第4号 大口町立学校管理規則の一部を改正する規則について。

大口町立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。令和6年2月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは事務職員が校務運営に積極的に参画することに伴い、この

規則を改正するため必要があるからであります。

今回、こちらの規則の改正に関しましては、理由といたしましては学校の先生方の働き方改革が流れとなって、国からこういったことを取り組むようにという流れが下りてきております。

学校事務の職員さんというのは、いろいろな校内の事務を多岐にわたってこれまでもやってきていただいております。その中で、今後、やはり先ほど申しました働き方改革という部分に置いて様々な部分でいろんなことをよく知っている事務職員が、学校の運営の部分に積極的に関わっていくことが望ましいと、そのような話もございますので、そういう校務運営に関しまして、どういう関係のところに関わりができるのかというものを表として追加をするというのが今回の改正の大きな部分です。

この表の作成に当たっては、町内の学校事務さん方がそれぞれ集まって話し合いをされて、こういう部分で関われるのではないかとということを取りまとめて整理をしていただきましたので、それを今回、新たに別表第2として追加をさせていただくというものになりますのでよろしくお願いたします。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

とりわけ、別表第2のところ新たに加わったものがあるということでございます。

御質問等ございましたらお願いします。

ありませんか。

○鈴木教育長職務代理者 先生方の負担を軽減するためにこれができたという感じで思っているんですね。

事務さんが人数増えたわけではないので、今度事務さんに負担がたくさんのかからないように注意していただきたいかないかと思いました。

○長屋教育長 ありがとうございます。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、質疑を終わります。

議案第4号 大口町立学校管理規則の一部を改正する規則についてを採決したいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いたします。

---

議案第5号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一



## 部を改正する要綱について

○長屋教育長 続きまして、議案第5号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 議案第5号について説明いたします。

議案第5号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱について。

大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。令和6年2月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは児童生徒適応指導教室の設置場所を変更したことに伴い、この要綱を改正するため必要があるからであります。

適応指導教室につきましては、昨年1月に従来、健康文化センターの2階にあったものを白山のふれあいの森の管理棟2階に場所を移したんですけれども、その際にこちらの設置運営に関する要綱の所在の変更をするのをちょっと漏らしておりましたので、ちょっと遅れてしまって申し訳ないんですが、今回、現在の場所に移動するという事で要綱を改正するものになりますのでよろしくお願ひいたします。

すみません。議案書の部分ですが、要綱の名称、大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱が、読み上げはそういうふうにしたんですが、議案書のほうが「設置及び運営」というふうになっておりました。大変失礼いたしました。正しくは「設置及び管理運営」に関するというのが正しいものになりますので訂正をお願いいたします。すみません。

○長屋教育長 何か、御質問等ございましたらお願いします。

いいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑ないようですので、これをもちまして質疑を終わります。

議案第5号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱についてを採決したいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

---

## 議案第6号 大口町児童生徒適応指導教室相談員等に関する要綱を廃止する要綱について

○長屋教育長 続きまして、議案第6号 大口町児童生徒適応指導教室相談員等に関する要綱を

廃止する要綱について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 議案第6号についてお願いいたします。

議案第6号 大口町児童生徒適応指導教室相談員等に関する要綱を廃止する要綱について。

大口町児童生徒適応指導教室相談員等に関する要綱を廃止する要綱を別紙のように定めるものとする。令和6年2月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは地方公務員法が改正されたことに伴い、この要綱を廃止するため必要があるからであります。

今回、廃止する要綱に関しましては、提案理由でもありますとおり地方公務員法が改正されたことによるものになるんですが、この地方公務員法が令和2年4月から改正されました。それによって、これまで町の職種の中でパートタイムの臨時職員さんとか、あと嘱託員と呼ばれる方がいらっしゃったんですが、全てを会計年度任用職員というふうに統一することになりました。

改正前、適応指導教室の先生たちについては嘱託員として別途、現在この廃止する要項の中で様々な取決めを行っていたんですが、会計年度任用職員というものに統一されたことによって、そういった個別の制度で持つということの必要性がなくなりましたので廃止をさせていただくものです。

これにつきましても、本来であればもっと早くに制度改正に合わせてやるというのが本意であったかと思うんですけども、今回そのことが分かりましたので廃止をさせていただくというものになりますのでよろしくをお願いいたします。

○長屋教育長 説明が終わりました。

何かありましたら、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑ないようですので、質疑のほうを終わります。

議案第6号 大口町児童生徒適応指導教室相談員等に関する要綱を廃止する要綱についてを採決したいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いいたします。

---

議案第7号 大口町次世代育成活動奨励事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

○長屋教育長 続きまして、議案第7号 大口町次世代育成活動奨励事業に関する要綱の一部を改正する要綱について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 議案第7号について説明いたします。

議案第7号 大口町次世代育成活動奨励事業に関する要綱の一部を改正する要綱について。

大口町次世代育成活動奨励事業に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。令和6年2月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは本事業の意義を明確にするため、この要綱を改正する必要があるためであります。

こちらの次世代育成活動奨励事業に関しまして、令和3年から、これで3年目ですかね、なっていますけれども、制度として運用する中で、なかなかやはり事業の本来の目的という部分が、応募される皆さんに少し分かりづらいのかなということがありました。

この事業というのは、そもそもいろいろなところで自身の高みを目指してですとか、あと研究、そういったこと、自己研磨を一生懸命やる人たちに対して、その活動を応援しようというもの大きな目的であったんですね。

その目的というのは、いろいろなところで紙面でPRをしたりですとかというところ、それを多くの住民の皆さんに知ってもらい、そして知ってもらって応援をしてもらい、それが本事業の本来の目的。それに併せて、少し応援する意味も込めまして、応援金という名称がふさわしいかどうか分かりませんが、少しばかりお渡しをしているというものになります。

なんですけれども、どうしても紙面等での応援という部分よりも、お金という部分に少し目が行きがちになってしまうというところもあったりするものですから、それを少し皆さんに分かりやすくしたいなというものになります。

改正の様式第1その1の新旧をちょっと御覧いただければと思うんですが、例えば旧の表の下のほうにあります希望する活動支援という項目、右のほうを見ていただくと、活動の周知というところと助成金というところ、2つの項目がありまして、そのところに丸をつけてくださいというふうに申請書の中ではなっていました。

そうすると、やはりこの助成金というところには丸をつけてもらえるんですが、活動の周知というところが空白であったりとか、本来はここがメインで私たちは考えていきたいんですけども、そうではなくってこの部分は空白でということがあったりします。

そういたしますと、その後職員が申請された人たちに事業の目的を説明した上で確認をして、この周知の部分というのもいいかという確認を取っているんですね。申請、そしてその周知に至るまでに、既にそこで時間もかかってしまうというのもよくないですし、皆さんにこの事業の本来の目的というものもきちんと理解をしていただきたいということもありましたので、今

回様式については先ほどと同じ場所についてを、助成金を希望する場合についてはこちらに書いてくださいというふうにしております。

今、御覧いただいているのは個人の方が出す場合について御覧いただいておりますけれども、それ以外にも団体として出していただくこともできますので、その場合についても同様の変更、改正をさせていただくものになります。

改正文はいろいろと細かく書いてありますが、改正をする理由については、先ほどから申し上げておりますとおり、この事業の目的というものを要綱上もう少し分かりやすく明らかにお伝えをしていく、そのために諸般の改正をさせていただくというものになりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木教育長職務代理者 質問ではないんですけども、やっぱりこれはあまりまだ知られていない活動だと思います。助成と聞くとすごい敷居が高く感じるんですけど、応援と変えることによって少しは増えてくるんじゃないかなと期待できるかなと思います。

やっぱり、助成金って言われると大分考えてしまうかもしれない。応援という言葉で、非常にいいんじゃないかなと。なかなか難しく考えて、多分広報紙を若い人はそんなに読まないと思うし、もうちょっと何かどこかでもっとアピールできる場があったらいいんじゃないかなと。若者が目につく何かPRの方法がないのかなと思いました。

○長屋教育長 感想というか、ありがとうございます。

事務局何か付け加えること、いいですか。

○三輪学校教育課長 今、鈴木委員から非常に応援をしていただけるような言葉をいただきました。

この制度をどういうふうに皆さんに、まずこの申請をするという部分での周知の仕方というのは、どうしても広報紙ぐらいしかないものですから難しいのかもしれませんが、少しずつやはり申請してもらえる人たちの数は増えてきているんですね。

なので、来年度また引き続き行いますけれども、そこでどういうふうにまた人数の推移が変わってくるのかというのはちょっと楽しみなどころではあります。もしかすると、関係する同じようなことをやっている仲間たちに広がる可能性というのもあたりいたしますので、そういうのはちょっと期待をしたいなというのがあります。

もう一つ、目立つのはやっぱりスポーツ関係ですとか、そういうもので頑張っている人たちというのが、比較的この事業にも申し込み、申請をしてもらえたりしているんです。すごくうれしいことなんですけど、もうちょっと、ふだん多くの人たちには知られていないんだけど実はこんなことやっているんだよというような人にこの事業が目に入って出してくれるとうれしいなという、これは勝手な願望なんですけれども、そういうのはちょっと思っていたりはいたします。

いずれにいたしましても、これでたくさんの人が出してもらえれば、それによって紙面で周知するというのもしやすいというか、大きな紙面を使ってやれると思っているんです。今年度はそうなんですけど、非常に多くの人が出してくれたので、紙面1ページとかを使ってそこでどんと複数人の申請の子たちを2人だとかというのをまとめて大きく紹介できるので、そこで広報紙を御覧いただく方には目に留まりやすい環境が今年度はできたんじゃないのかなというふうに思っていますので、出してくれる人が増えれば増えるほど大きな紙面を使って大きくPRができていくんじゃないかな、皆さんに応援してもらえるようになるんじゃないかなというふうには思っております。

鈴木さん、ありがとうございます。

○長屋教育長 別件ではありませんか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑ないようですので、質疑のほうを終わりたいと思います。

議案第7号 大口町次世代育成活動奨励事業に関する要綱の一部を改正する要綱についてを採決したいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いいたします。

---

#### 議案第8号 学校給食用物資納入業者の指定について

○長屋教育長 続きまして、議案第8号 学校給食用物資納入業者の指定について、事務局、説明をお願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 議案第8号 学校給食用物資納入業者の指定について。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱第4条の規定に基づき、別紙のとおり指定するものとする。令和6年2月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、令和6・7年度学校給食用物資納入業者の指定をする必

要があるからである。

それでは、学校給食用物資納入業者の指定について説明をさせていただきます。

7枚目を御覧いただきたいと思います。

納入業者申請者の一覧表を御覧ください。

ここには、1番の公益財団法人愛知県学校給食会をはじめ、一番下の米印の社会福祉法人おぐち福祉会まで21の業者、または団体の名称、所在地、代表者名、納入希望品名、食品衛生監視点数が示されております。

今回の新規参入者はございませんでした。

右端の食品衛生監視点数とは、管轄の保健所が立入検査をいたしまして、施設の構造や食品取扱い設備、機械器具等を調査しまして、管理運営が衛生的に維持されているかを細部にわたり基準を設け、最高100点満点とし、点数をつけるものです。

それで、これら業者は昨年12月に令和6年と7年度の学校給食用物資を納入したいということで申請をしていただいたものでございます。

給食の食材の調達につきましては、いづどこから誰からでも調達できるわけではございません。一定のルールを設けております。

2枚目の学校給食用物資納入業者の指定に関する要項を御覧ください。

下段の指定の方法でございますが、第4条に納入業者の指定は次に掲げる事項により大口町立学校給食センター運営委員会が審査し、教育委員会が指定するとなっております。1枚はねていただきまして、(1)申請書による事業内容の審査や、(2)実績の検討及び納入物資の適否、次の(3)の保健所による衛生調査の良否などが掲げられております。ここで、毎回私どもが注意をしているという点は、(3)の食品衛生監視評点でございまして、これが81点以上ないといけないとなっております。

再度、7ページ目の令和6・7年度学校給食用物資納入業者指定申請者一覧表を御覧いただきたいと思います。

表の右端に、今御説明しました食品衛生監視点数がございます。

御覧いただいたとおり、今回申請をしていただいた業者さんは全てこの基準をクリアしております。ただし、米印がついております下から3つ目の業者さん及び団体につきましては食品衛生監視点数がございません。

この理由といたしましては、もともと農協以下3団体につきましては、給食物資を専門的に取り扱う業者ではございませんし、特に営業をしているわけでもございません。保健所が立ち入って調査するような施設、機械、設備等ありませんが、私どもが大口町産の野菜や果物などを給食物資として納入していただくことと、いわゆる給食における地産地消を推進する上に

なくてはならない業者、団体さんでありまして、町内で取れた野菜などをセンターに納入していただく時期の確認や調整をしていただきながら納入をしていただいております。先ほど見ていただいた要綱を準用して指定申請書に上げさせていただきますので御理解をお願いいたします。

この要綱につきまして給食物資を調達しているわけですが、この業者を指定する流れを説明したいと思いますので、学校給食用物資納入業者指定の流れといたしまして5枚目を御覧いただきたいと思います。

申請書の受付が偶数年度の前年の12月で、2月6日開催の学校給食センター運営委員会で審査をしていただきまして承認を受けました。本日、教育委員会定例会での指定の議決をいただき、納入業者への指定の通知を送付し、納入業者から誓約書を提出していただき物資調達業務契約の締結を4月1日に行うこととなります。

以上で説明を終わります。指定の議決をお願いいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

何か御質問等ございましたらお願いします。

○水谷委員 この納入業者の指定の流れについて問題はないんですが、ちょっと教えてください。

オーガニック野菜やお米を取り扱っている業者さんとかはありますか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 今、現在ではそういう業者はありません。

○水谷委員 ありませんか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 頼めば、野菜とかでも市場でよく青果だとか、市場で北海道このオーガニックを指定して入れてくださいということであれば入るわけなんですけど、今は実績はちょっとない状況でございます。

○水谷委員 それは、お高いからとかそういうことに関わる……。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 そういうのもございます。

○水谷委員 少し前に、オーガニック給食に関する映画を見たんですね。オーガニック給食で子どもたちの体温が少しずつ上がるとか、病気をやっぱりしにくくなるとか、そういうこと、何かいいことばかりだったので、ぜひオーガニック給食をと薦める映画だったんですけど、やっぱり大口は農家さんが多かったりとか、お米を作ってみえる方も多くあるので、農協さんとかに相談していただいて、少しでもオーガニックの野菜とかお米とかを取り入れるということをちょっと考えていただけるといいかなとかって思ったんですけど。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 流れとしては、オーガニックを使うというのは農水省をはじめありますので、今後検討させていただきます。

○水谷委員 そうですね。それで、全国の分布図でオーガニック野菜を取り入れているというと

ころを、ちょっと点、点、点と書いてあったんですけど、犬山とか江南は、全部でないにしても少しずつ取り入れているとかで、少し前に今井小、小さい学校なんで取り入れやすいかなというのもあったのですが、今井小学校もニュースとかになったりとか。先日も、新聞の折り込みに江南で大根をオーガニック野菜でということが話題になったりしていたので、この地区だと大口だけに印がついていなかったのも、ちょっと大口もそういうことを検討していただけるといいかなというふうに思いました。

それで、確実に給食で需要があるということであれば農家さんも作りやすいんじゃないかって。それで、いいサークルができていくんじゃないかなということも思ったりしたんですが。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 そうですね、愛知県内でも東郷町だとか、そういうのは農業関係を通じて無農薬とかオーガニックを推進している自治体もありますので。

○水谷委員 そうですね、先ほども言われた地産地消ということで、そういうつながりができるといい流れができるかなと思いました。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 ちょっと前向きに。

○水谷委員 前向きに考えてみてください。

○長屋教育長 前向きに考えるということで。

○水谷委員 はい。

○長屋教育長 別件でありましたら。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、質疑を終わります。議案第8号 学校給食用物資納入業者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いいたします。

---

#### ◎日程第4 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 では、(1)大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

前回の定例会以降、4つの事業について使用許可をいたしまして、4つの事業についての実績報告がありました。

なお、使用許可をした事業及び実績報告のあった事業については、それぞれ資料のとおりと



なっておりますので御確認をいただければと思います。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件につきまして、御質問よろしいですか。

(挙手する者なし)

---

### ◎日程第5 その他

○長屋教育長 では、日程第5、その他ですが、事務局ありませんか。

○三輪学校教育課長 特にありません。

○長屋教育長 なしということですが、委員さんのほうから何かありましたらどうぞ。

○水谷委員 中学校の部活動についてなんですが、今、大中の朝部活の状況ってどういう感じか分かりますか。

○長屋教育長 子どもに過度の負担にならないように、それから先生方の負担にならないようにというところは考えて、教育委員会としては学校に愛知県の部活動ガイドラインに沿ってやるようにということを行っています。

○水谷委員 優秀な成績を収めているということはすばらしいことなんですが、やっぱり負担にならないようにという、子どもにも先生方にもということがあるんですが、特別に理由もない場合、朝部活は望ましくないというか、そういうふうなんですけど。

○長屋教育長 やっぱり、それぞれ子どももだし、それから先生の負担も考えて、そのガイドラインに沿ったところで進めて、優秀な成績を取るというのが一番望ましいことで、出し抜けて練習をやるということについては賛成の立場ではありません。

○水谷委員 では、丹葉地区の朝部活の状況は分かりますか。

○長屋教育長 多分、中学校全体としても校長会のほうではなるべく負担を減らそうという方向で進められています。

○水谷委員 でも、私が聞いたところによると大中だけだそうなんです。皆さんガイドラインに沿って朝部活はもうなくしているという状況みたいなので、本当に頑張りたい子はほかのクラブに入ったりとかで、野球なり、サッカーなり、バスケットなり。なので、楽しく部活をやるという方向にだんだん、地域移行も含めてですけどきていると思うので、朝部活をなくしてもいいんじゃないかって、そういうのは中学校で決めるんですか。

○長屋教育長 やっぱり地域全体でなかなか突出しているというのはふさわしくないというふう  
に思っております。

部活動は、今、水谷さんが言われたように、勝てばいいというものじゃなくて、やっぱり運

動の好きな子をつくっていくというのが一番基本にあると思っておりますので、小学校や中学校の間はできる限りいろんなスポーツに接する場の提供を我々は考えていくべきだというふうには思っております。

ガイドラインについても、校長会のほうで自主的な対応として当面朝部活は止めようというふうに決めているのかもしれませんが、それに大口中学校が従っていないというのはちらほらと聞こえたことはありまして、またその旨は管理職に伝えていきたいと思えます。

○水谷委員 そうですね。朝部活をやるということは子どもたちも出ていくわけで、顧問の先生たちももちろんそこに参加というわけで、先生たちの時間外労働とかにも関わってきますので、今言われている働き方改革とかそういう面でも、もう朝部活はなしの方向がいいんじゃないかと思えます。

○長屋教育長 また教育委員会の定例会の折にこういう話がありましたということも伝えていきます。もうしばらくお待ちください。

○水谷委員 よろしくお願ひします。

○長屋教育長 あと、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、その他終わりましたので、マイクをお返しします。

○三輪学校教育課長 ありがとうございます。

最後に、教育長、一言御挨拶をお願いいたします。

○長屋教育長 長時間ありがとうございました。

追って、もうすぐ中学校、それから小学校の卒業式ということで1年が終わろうとしております。また式典にはどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○三輪学校教育課長 ありがとうございます。

以上をもちまして令和6年大口町教育委員会2月定例会議を終了いたします。お疲れさまでした。

(午前10時52分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員